

令和8年度仙南圏域周遊・宿泊促進事業委託業務 仕様書

本仕様書は、宮城県大河原地方振興事務所が実施する「圏域観光魅力向上推進事業」の一環として、仙南圏域における宿泊促進、滞在時間延伸及び観光消費額の拡大（旅行者の消費単価向上）を目的とした観光コンテンツ及びモデルコース造成に係る委託業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

仙南圏域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）には魅力的な観光資源が点在しているものの、日帰り観光が中心であり、域内での宿泊や周遊、観光消費の拡大につながっていない課題がある。

本業務は、旅行需要や観光トレンド、国内外の観光客の動向等を踏まえつつ、仙南圏域における宿泊、滞在時間の延伸や消費額の向上に資する観光コンテンツを整理・抽出、新規創出した上で、モデルコースを造成し、PR素材を充実させることで課題解決を図るもの。

2 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務内容

受注者は、以下の（1）から（5）までのプロセスを連動させ、次年度以降の自走化を見据えた事業を実施すること。具体的な手法については、受注者の専門的知見に基づく提案を求める。

ただし、やむを得ない事情により、次の（1）から（5）までに定める業務内容に変更の必要が生じた場合は、発注者と協議の上、その業務内容を変更すること。

（1）方向性（テーマ・ターゲット）の提案

仙南圏域における周遊・宿泊促進のための方向性（テーマ・ターゲット）について、旅行需要やトレンド、自社保有データ、政府統計の分析や、旅行会社へのアンケート等を実施し、根拠とともに提案すること（調査方法は受注者提案とする）。

また、関係市町や観光関係者へのヒアリングを実施し、結果を方向性に反映すること。

（2）観光コンテンツの整理・抽出及び新規創出

上記（1）の方向性に基づき、以下の条件で観光コンテンツを整理し、それぞれの想定ターゲット、実施主体、予算規模等を明示すること。

ア 観光コンテンツの整理・抽出（9本以上）

観光コンテンツは「宿泊者限定」「滞在による価値向上」などの要素を明確にし、時間軸（早朝・夜間等）やテーマ軸で整理すること。管内の周遊を促すための周辺情報も付記すること。

イ 新規コンテンツの創出（1本以上）

県や観光連盟等のホームページで未紹介の、宿泊・滞在の強力な動機付けとなる新たな取組を1つ以上創出すること（観光コンテンツの磨き上げにより明確な違いを出せるものも可）。将来の定着を見据え、事前に関係者の意向を確認していること。

（3）モデルコースの造成

- ア 周遊と宿泊を前提とした実用的なモデルコースを2本以上造成すること。
- イ うち1本以上には、必ず上記（2）イの「新規創出した観光コンテンツ」を組み込むこと。
- ウ 関係者へのヒアリング結果を反映し、具体的な移動手段がわかり、パンフレットやホームページ、SNS等へ多用途に展開できる内容とすること。

（4）PR素材の作成

- ア 上記（2）及び（3）のコンテンツ等について、OTA、発注者ホームページ、SNS、YouTube等での活用を前提とした即戦力となるPR素材（紹介文、写真、動画等）を作成すること。
- イ GEO（生成AI検索）対策や、各SNSのアルゴリズムを意識した構成とすること。

（5）効果検証

- ア 本業務の定量的指標（KPI）を設定し、効果検証を実施すること。
- イ 検証結果を踏まえ、次年度以降の具体的な改善策や展開を提案すること。

4 成果品

本業務の完了時まで以下に以下の成果品を提出すること。なお、体裁や詳細は契約後に発注者と協議の上で決定する。

- （1）業務報告書（全業務の実施内容、コンテンツの整理・抽出方法・選定理由等を記載）
- （2）観光コンテンツ一覧（観光コンテンツ9本以上、新規1本以上の計10本以上）
- （3）観光モデルコース資料（2本以上）
- （4）PR素材一式（紹介文、写真、動画等）
- （5）企画提案書
- （6）電子データ一式（編集可能形式及びPDF）

5 実施上の留意点

- （1）業務の進捗に応じ、発注者と適宜協議・報告を行うこと。管内の取材・ヒアリング時は事前に情報提供を行うほか、関係市町や観光関係者との合意形成に十分配慮すること。
- （2）観光コンテンツ（特に夜間・早朝）の創出にあたっては、地域住民の生活環境に配慮すること。
- （3）第三者の知的財産権を侵害しないよう適正に処理し、万一申立てを受けた場合は受注者の責任と負担で解決すること。成果品の著作権は宮城県に帰属し、発注者や関係機関が二次利用可能な状態で納品すること。

- (4) 本仕様書は公募用の案であり、契約締結後、受注者の提案内容を踏まえて協議の上、最終的な仕様を決定するものとする。
- (5) 受注者は、本件委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (6) 受注者は、本契約の調整、準備、実施等の事項に係る支払業務を行うこと。
- (7) 本事業に関する事故やトラブルが発生した場合は、受注者の責任において処理するとともに、速やかに発注者に報告すること。
- (8) 本業務の履行に当たっては、最新の法令等を遵守すること。

6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受注者が負うこと。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (4) 上記(1)から(3)の規定は、受注者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

7 秘密保持

- (1) 受注者は、本契約上の債務履行に関して発注者から受領し、又はその他の方法により知り得た一切の事実及び情報について、秘密情報として管理し、事前に発注者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、前号における秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受注者は、発注者から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄、処分し、処分の報告を行うこととする。

8 個人情報の保護

受注者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。